工事特記仕様書(改修)

工事名称:津市芸濃総合文化センター防水改修工事

(工事概要)

- 1 工事場所 津市 芸濃町椋本 地内
- 2 敷地面積 23,494㎡
- 3 工事内容

棟名称:津市芸濃総合文化センター

構造:RC造

延べ面積:8,841㎡ 工事項目:防水改修

(適用基準等)

公共建築工事標準仕様書(建築工事編)

国土交通大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版)

- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版)
- 建築工事標準詳細図

国土交通大臣官房官庁営繕部監修(平成28年版)

(施工条件)

施工方法及び検査に関する事項

- 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。
- 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
- 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規 制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に 着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市
- 監督員の承認を得てから行うこと。 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させない
- よう万全の注意を払うこと。 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。
- 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。
- 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。
- 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- 工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市 監督員に報告書を提出すること。
- 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。 なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- 高所等の施工箇所で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査(書類を含む)を受 けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。

(解体撤去処分)

- ・本工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。また、工事着手前に、 施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・工事完了後、マニフェスト(A、B2、D票)を市監督員に提示すること。また、騒音·振動·粉塵等を配慮した施工を行うこと。

(外部足場)

・設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の 作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方 式により行うこと。

※足場(つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る)の組立 て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行 うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。

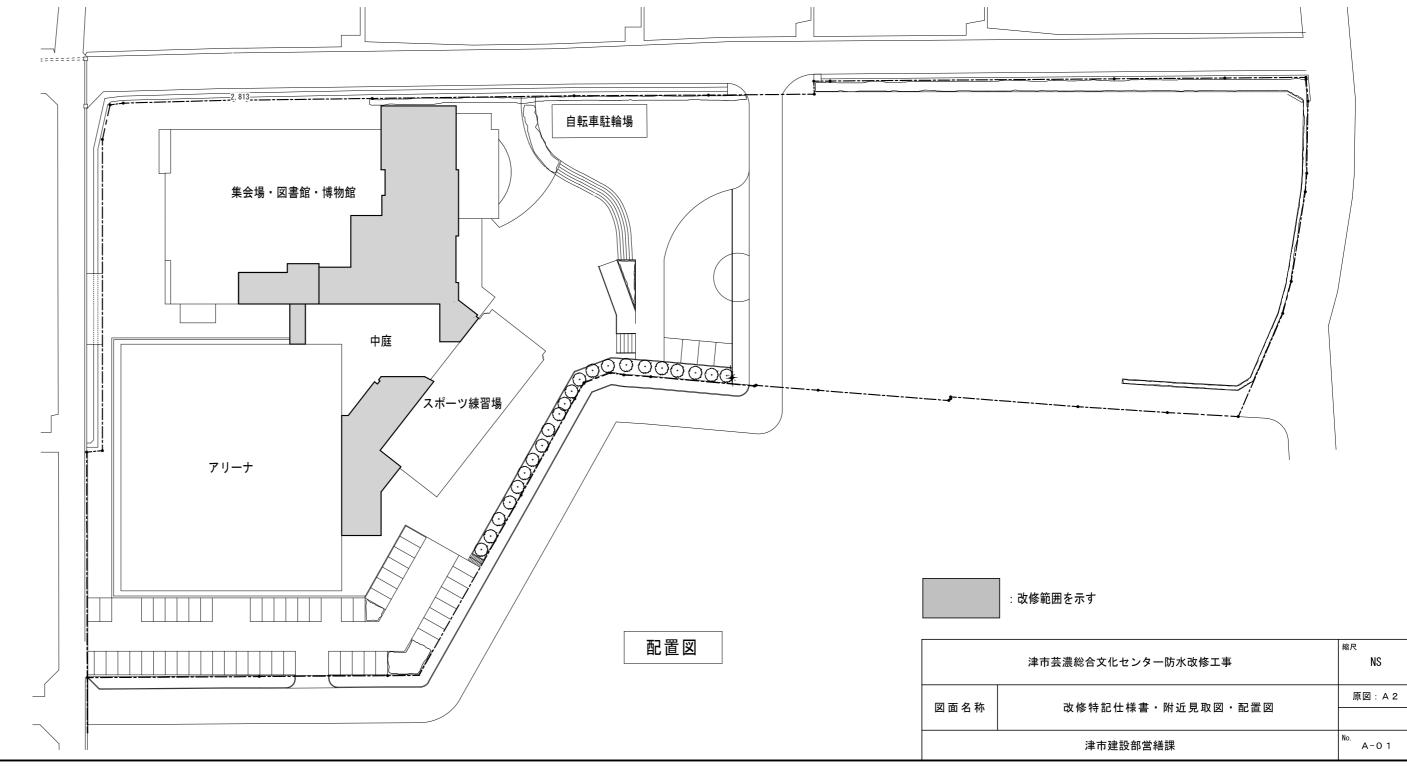
- 1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育
- を受けた者 2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録 を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格
- 3)全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修 了するなど、足場の安全点検について、上記 1)又は 2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

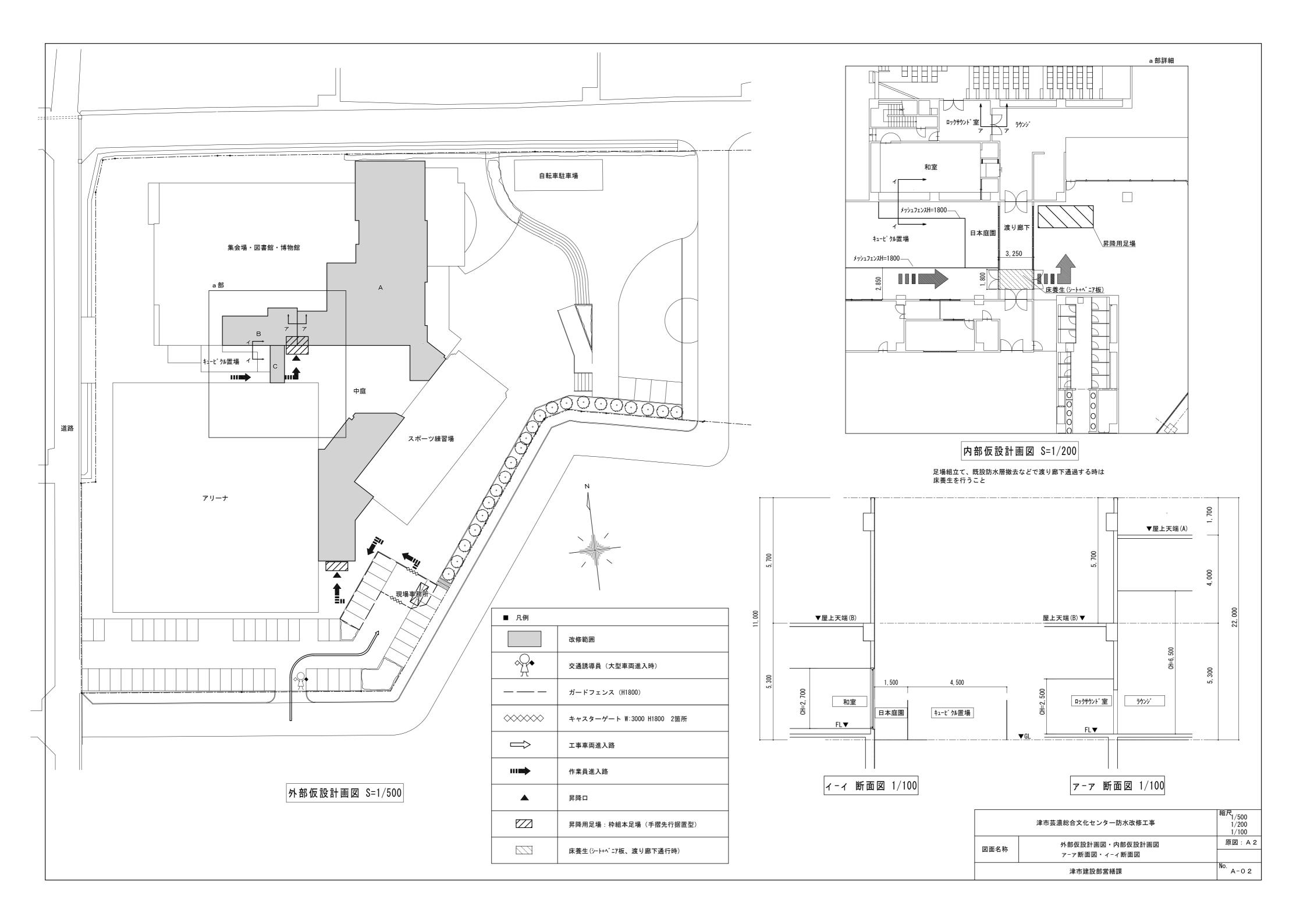
(防水保証)

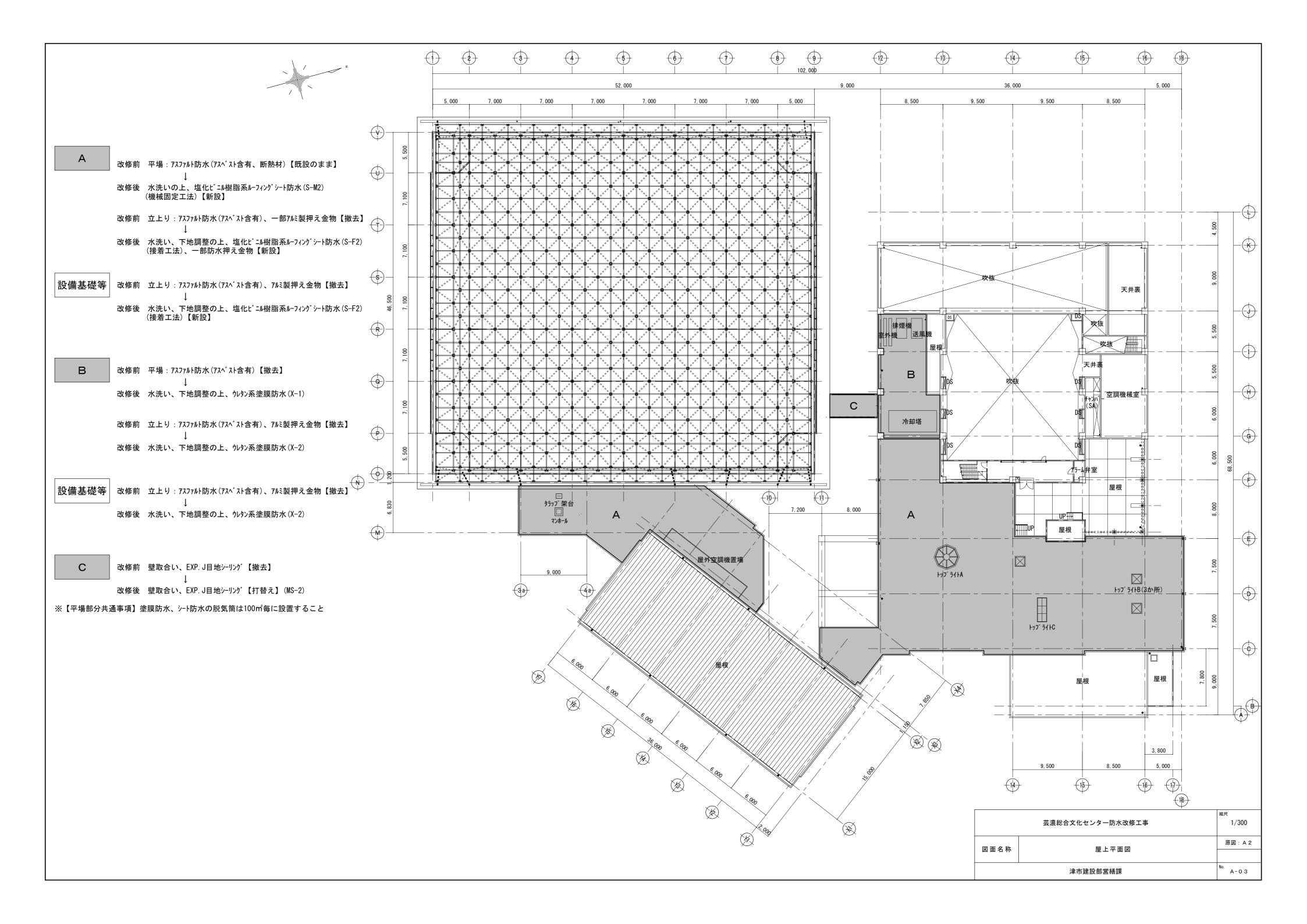
- ・保証書(受注者、材料製造所、防水施工者の連帯保証)は各2部提出すること。
- ・保証年数は10年以上とすること。

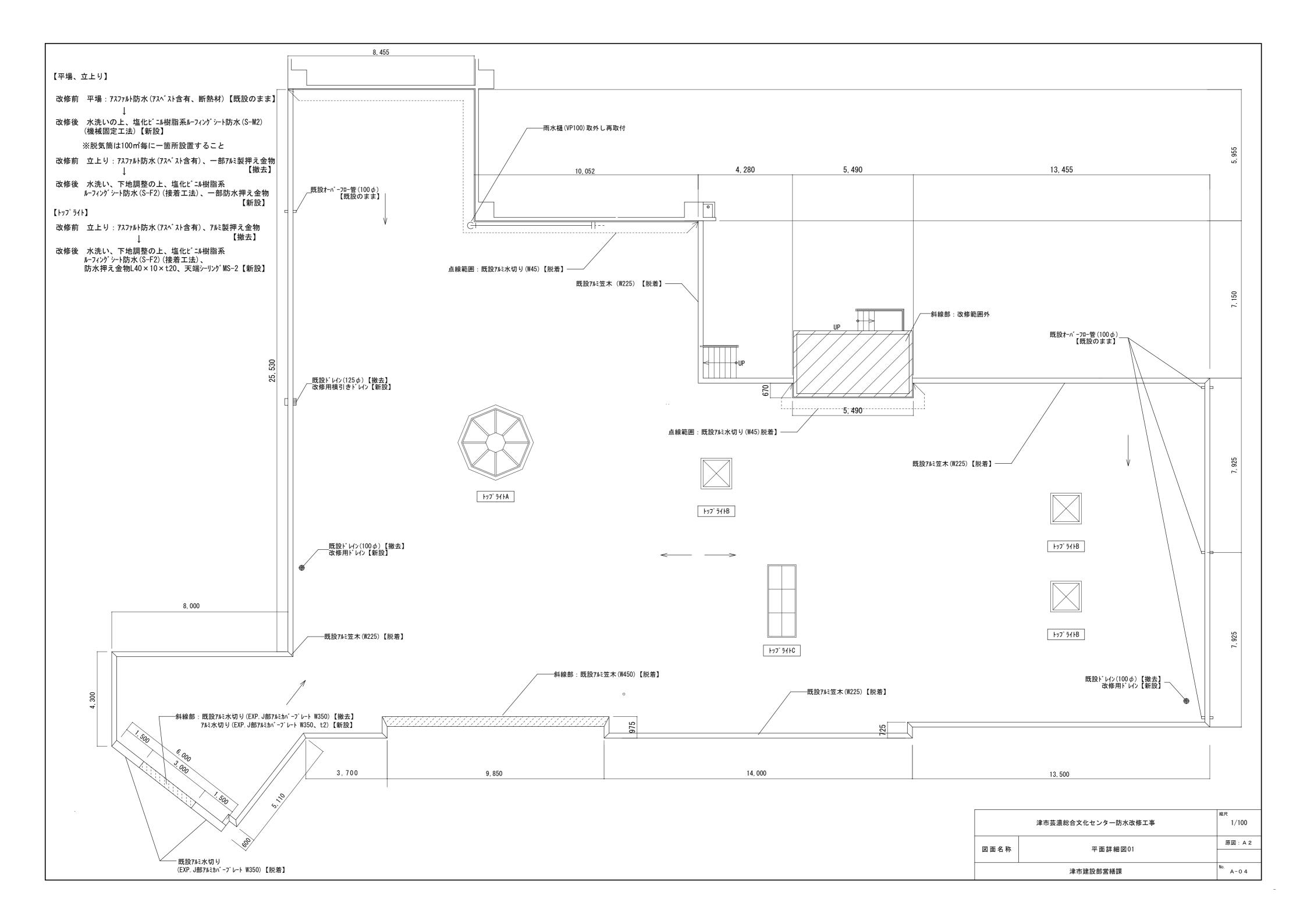


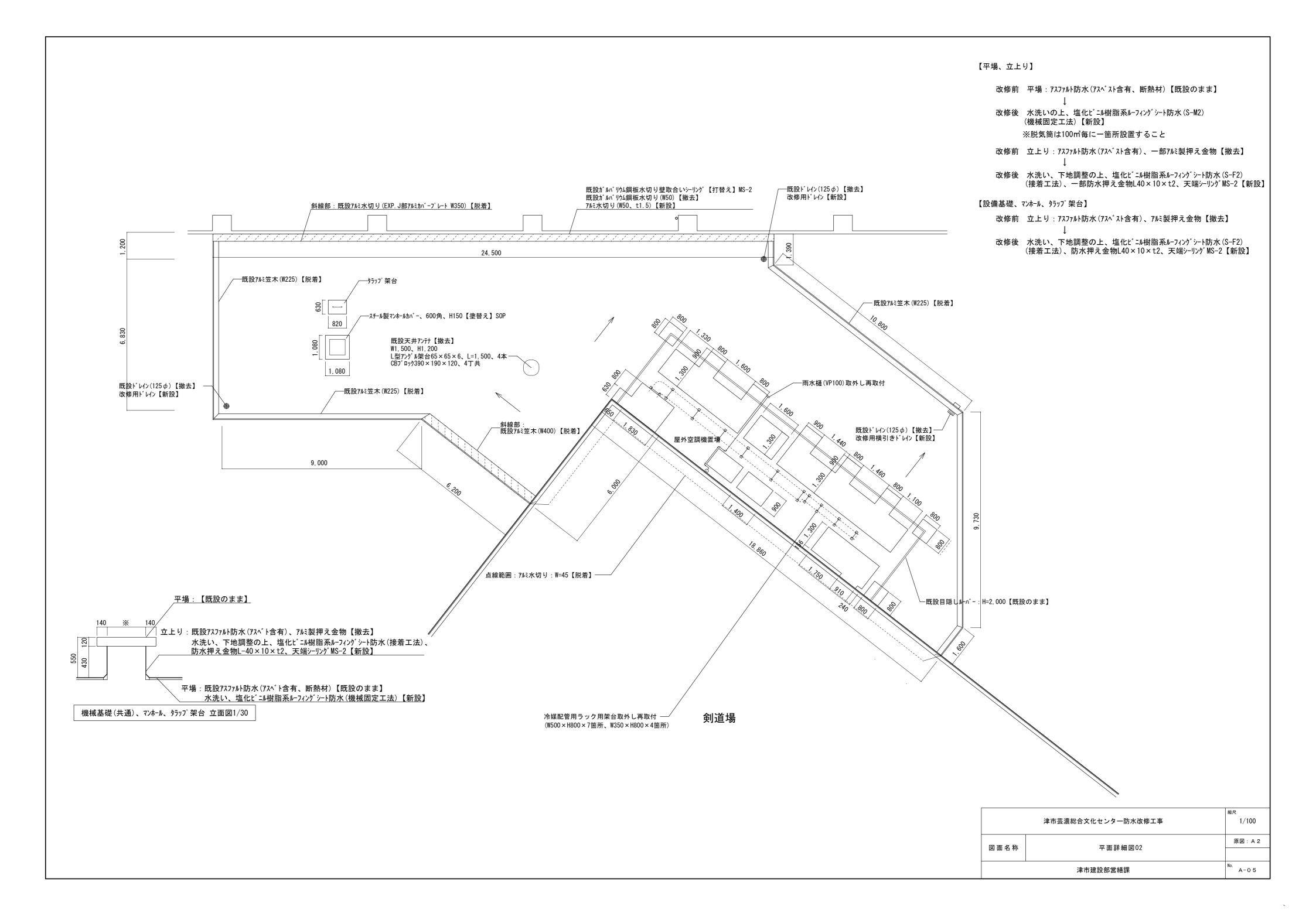
附近見取図

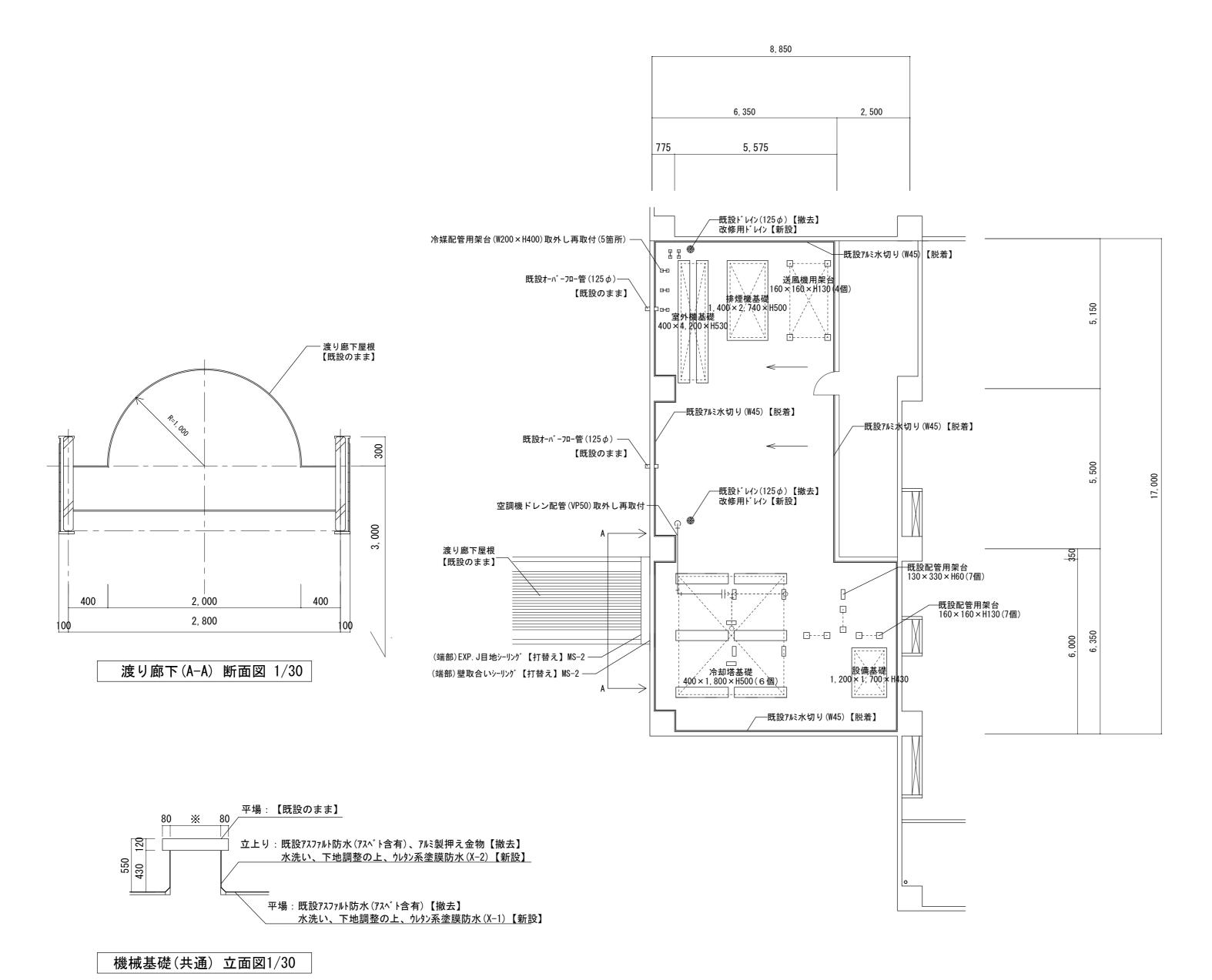












【平場、立上り】

改修前 平場:アスファルト防水(アスペスト含有)【撤去】

改修後 水洗い、下地調整の上、ウレタン系塗膜防水 (X-1)

改修前 立上り:アスファルト防水(アスベスト含有)、アルミ製押え金物【撤去】

改修後 水洗い、下地調整の上、 かタン系塗膜防水 (X-2)

※脱気筒は100㎡毎に一箇所設置すること

※送風機用架台、既設配管用架台についてはウレタン系塗膜防水(X-2)

【設備基礎】

改修前 立上り:アスファルト防水(アスベスト含有)、アルミ製押え金物【撤去】

1

改修後 水洗い、下地調整の上、ウレタン系塗膜防水(X-2)

		津市芸濃総合文化センター防水改修工事	縮尺 1/100
	図面名称	平面詳細図03	原図: A 2
		津市建設部営繕課	No. A-0 6

